大阪府知事 橋下 徹 様

大阪府地方独立行政法人評価委員会 委員長 奥林 康司

## 意 見 書

地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 31 条第 2 項に基づく、公立大学 法人大阪府立大学に係る大阪府地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおり である。

記

平成 17 年度から平成 20 年度までの各事業年度の業務実績に関する評価結果等を踏まえ判断すると、業務実績については全体として中期目標及び中期計画のとおりに進捗している。地方独立行政法人としての特長を活かし、自律的な事業体として大学運営を行い、経営の効率化が図られていることは高く評価できる。

特に理事長のリーダーシップのもと積極的な大学運営を行い、法人業務の効率化を 進め、多額の外部研究資金を獲得するなどの成果を上げている。また、教育研究等に ついては、その活動が着実に行われているとともに、質の向上が図られていることを 確認しており、このような取組みを継続することを期待する。

今後、公立大学法人として社会の求める有為な人材を育成するため教育の更なる充実を図ることはもとより、国際化の推進や地域活性化への取組みを強化すること、そして、これら大学の特色や活動成果を広く府民に分かりやすくアピールすることを通じ、大学の評価を一層高める取組みが、今後ますます重要である。

以上